

令和5年10月4日

三井不動産株式会社代表取締役社長 植田俊様
宗教法人明治神宮宮司 九條道成様
伊藤忠商事株式会社代表取締役社長 石井敬太様
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 芦立訓様

「ヘリテージ・アラートに対する事業者見解について」（令和5年9月29日公表）
に関する、イコモスの「ヘリテージ・アラート」における根拠の説明

＜主旨＞

イコモスは、2023年9月7日ヘリテージ・アラート「東京・神宮外苑の都市林に差し迫った脅威。再開発により3.4ヘクタールの公園と約3,000本の文化的資産としての樹木が失われる」を発しました。関係各機関からの御回答は、10月10日までにお願ひしたいと、お伝えしてあります。これにたいして、9月29日、事業者より神宮外苑まちづくりプロジェクトサイトに、「ヘリテージ・アラートに対する事業者見解について」が掲載されましたjingugaienmachidukuri_news_230929-01.pdf。事業者の認識とイコモスの内容は異なるとして、(1) 樹木、(2) 4列のいちよう並木、(3) オープンスペース、(4) 環境アセスメント、(5) 再開発手続きや情報発信、(6) 高層ビルに関する記述が記載されております。

イコモスは、科学的データを提示し、この間、数多くの要請・提案を行ってまいりました。関係機関への回答期限の前に、科学的データに基づかない論理を公表されることにつきましては、重大な問題であり、この文書は、アラート内容の個々の点の正確性を、改めての確認することを主旨とするものです。10月10日以降、御寄せいただくものと思われ「正式回答」に対するイコモスの対応は、改めて機会を設けて行う予定です。

(一社) 日本イコモス国内委員会委員長 岡田保良

(一社) 日本イコモス文化的景観国内委員会主査

石川幹子

住所： 東京都千代田区一ツ橋 2-2-5

岩波書店一ツ橋ビル 13F

(株)文化財保存計画協会 気付

法人名：(一社) 日本イコモス国内委員会

連絡先：Tel/Fax 03-3261-5303

Email jpicomos@japan-icomos.org

※ヘリテージ・アラートは、文化的資産の保全・継承を促進し、文化的資産が直面している危機に対して、学術的観点から問題を指摘し、未来世代に向けた保全と継承に向けた解決策を促進するために発する声明。

事業者見解に記載された内容につきまして、イコモスの根拠を、順次、説明いたします。

1. 「ヘリテージ・アラート」内で事業者として特に認識が異なる記述について

(1) 樹木に関する記述

(1) 樹木に関する記述

「2023年9月に予定されている神宮外苑再開発計画（3,000本以上の樹木の伐採計画を含む）の撤回を求めるヘリテージ・アラートを発する」

「再開発において計画されている3棟の高層ビルの建設と、既存の野球場とラグビー場の新球場への建て替え・移転は、過去100年にわたって形成され、育まれてきた都市の森を完全に破壊することにつながる」

（日本イコモス国内委員会「神宮外苑に関するイコモス・ヘリテージ・アラート（プレスリリース和訳）」より引用）

「神宮外苑が都市再開発によって約3,000本の樹木が破壊され」

「全体で3,000本以上の樹木が破壊され、そのうち500本以上が樹齢100年以上、さらに500本が樹齢50年以上と推定される。」

（日本イコモス国内委員会「ヘリテージ・アラート 東京・神宮外苑の都市林に差し迫った脅威。再開発により3.4ヘクタールの公園と約3,000本の文化的資産としての樹木が失われる」より引用）

① 「3000本（以上）の樹木が破壊される」との記述について

本件について、事業者は3.0m以上の高木の伐採樹木は743本であり、風致地区条例に基づく伐採申請が、3,028本と記載されております。イコモスの伐採樹木本数は、これを引用したもので、間違いはございません。事業者は、約9割は本数が確認できない推測値と

記載されておりますが、風致地区の伐採許可申請は、低木も含めて、すべて記載が行われております。以下に示す表は、新国立競技場建設の際の資料であり伐採本数は高木742本、低木803本、合計1,545本となっております。

新国立競技場建設によって失われる樹木

既存樹木(本)						
	四季の庭	霞岳広場	霞ヶ丘競技場	日本青年館	合計	
高木	235	275	372	79	高木計	961
低木	379	69	175	180	低木計	803
計	614	344	547	259	樹木合計	1764
移植樹木(本)						
高木	98	82	39	0	高木計	219
低木	0	0	0	0	低木計	0
計	98	82	39	0	樹木合計	219
伐採樹木(本)						
高木	137	193	333	79	高木計	742
低木	379	69	175	180	低木計	803
計	516	262	508	259	樹木合計	1545

表1 新国立競技場建設の際の移植・伐採樹木

出所：日本学術会議「神宮外苑の環境と新国立競技場の調和と向上に関する提言」

平成27年4月24日 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t211-1-1.pdf>

さらに、新国立競技場の移植樹木に際しては、仮移植場所の明示が求められ、移植した樹木が、新国立競技場のどの場所に戻されるかも要求されており、図面が添えられています。新国立競技場竣工後の実際の移植本数と場所は、2022年3月にイコモスにおいて検証した結果、一致しませんでした。これは、当該プロジェクトにおいても、事業者におかれましては、確実に提示しなければならない重要事項です。現時点では、仮移植場所の詳細（部分的には絵画館前広場）は示されておらず、評価書に記載されている移植計画図も判読が困難であり、低木類については、全く記載されておりません。樹木本数の確認が困難であり、再提出が必要です。

第二球場及び建国記念文庫エリアの伐採許可は、以下の通りです。

第一次（令和5年2月28日）：高中木（伐採30本、移植41本）、低木伐採2,998本
合計 3,069本

第二次（令和5年9月8日）：高中木（伐採25本、移植0本、低木0本）
合計 25本

図面および伐採樹木の一覧表が提出されており、すべてが推測ではなく、低木についても、毎木調査が行われています（以下、参照）。

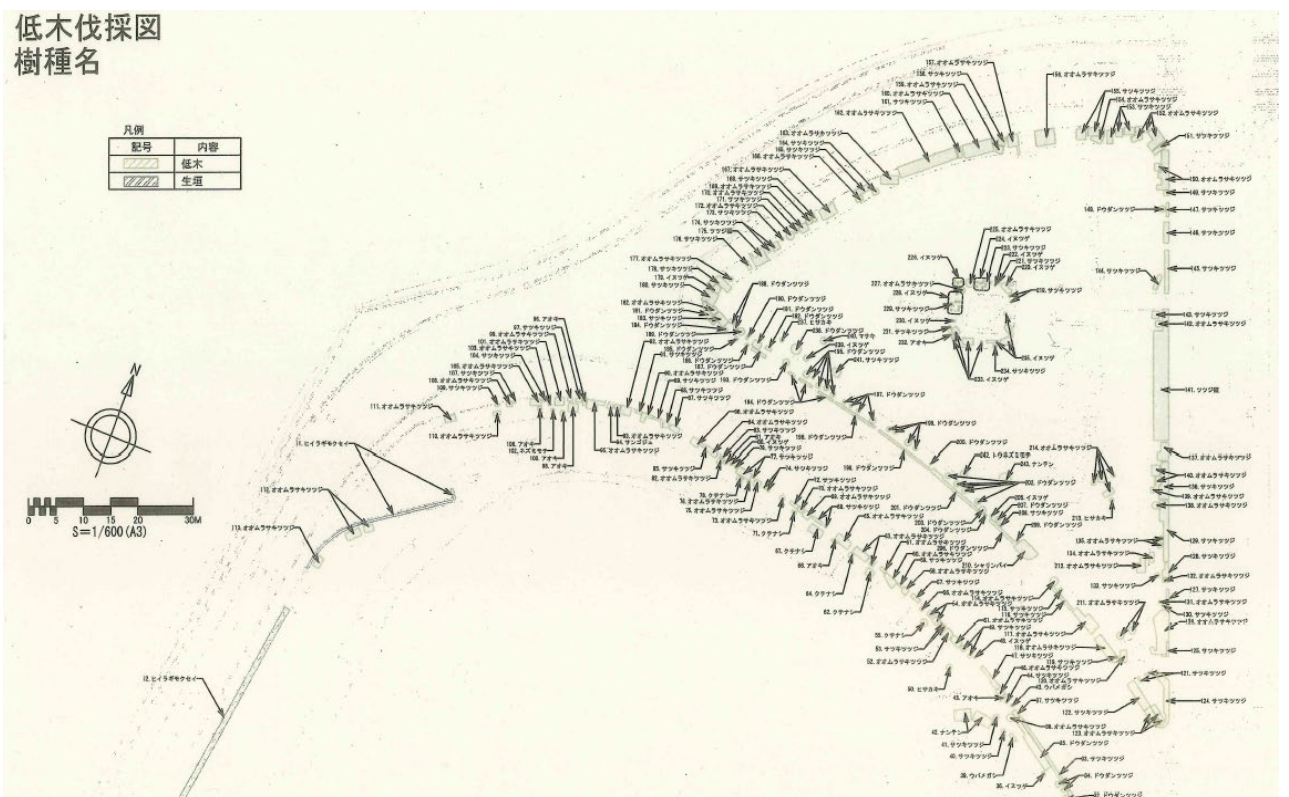


図1 神宮外苑地区における東京都風致地区条例許可申請書
低木伐採樹種名（建国記念文庫の森および第二球場の一部）

群生低木一覧表（伐採）

エリア	樹木 番号	樹種名	樹高	葉張	面積 (㎡)	生垣/本数 低木/株数	備考
第二球場	43.	ワバメガシ	0.6		0.3	1	
第二球場	44.	サツキツツジ	0.6		0.2	1	
第二球場	45.	アオキ	1.0		0.8	1	
第二球場	46.	オオムラサキツツジ	1.2		1.8	1	
第二球場	47.	サツキツツジ	0.5		3.5	14	(㎡あたり4株として計測)
第二球場	48.	イヌツゲ	0.4		0.1	1	
第二球場	49.	サツキツツジ	0.6		1.3	3	
第二球場	50.	ヒサカキ	1.3		0.9	1	
第二球場	51.	オオムラサキツツジ	1.5		2.4	9	(㎡あたり4株として計測)
第二球場	52.	オオムラサキツツジ	0.9		2.6	10	(㎡あたり4株として計測)
第二球場	53.	サツキツツジ	0.7		0.4	2	
第二球場	54.	オオムラサキツツジ	1.4		2.7	2	
第二球場	55.	クチナシ	1.4		1.5	1	
第二球場	56.	オオムラサキツツジ	0.6		0.4	1	
第二球場	57.	サツキツツジ	0.7		1.3	3	
第二球場	58.	オオムラサキツツジ	1.3		1.3	1	
第二球場	59.	サツキツツジ	0.7		0.4	1	
第二球場	60.	オオムラサキツツジ	1.3		3.0	2	
第二球場	61.	オオムラサキツツジ	0.8		0.7	1	
第二球場	62.	クチナシ	1.4		2.0	1	
第二球場	63.	オオムラサキツツジ	1.2		4.4	17	(㎡あたり4株として計測),内サツキ1株
第二球場	64.	クチナシ	1.4		0.8	1	
第二球場	65.	オオムラサキツツジ	1.3		4.2	3	
第二球場	66.	アオキ	1.3		0.5	1	
第二球場	67.	クチナシ	1.5		3.8	2	
第二球場	68.	サツキツツジ	0.6		1.3	5	(㎡あたり4株として計測)
第二球場	69.	オオムラサキツツジ	0.9		1.7	3	内サツキ2株
第二球場	70.	オオムラサキツツジ	0.8		0.9	2	内ヒサカキ1株
第二球場	71.	クチナシ	0.8		0.5	1	
第二球場	72.	サツキツツジ	0.4		1.1	4	(㎡あたり4株として計測)
第二球場	73.	オオムラサキツツジ	0.8		0.8	1	
第二球場	74.	サツキツツジ	0.7		0.4	3	
第二球場	75.	オオムラサキツツジ	1.2		1.6	1	
第二球場	76.	オオムラサキツツジ	0.8		0.3	1	
第二球場	77.	サツキツツジ	0.8		3.8	15	(㎡あたり4株として計測),内イヌツゲ1株
第二球場	78.	クチナシ	1.4		0.9	1	
第二球場	79.	サツキツツジ	0.6		0.2	1	
第二球場	80.	イヌツゲ	0.6		0.2	1	
第二球場	81.	アオキ	1.0		0.4	1	
第二球場	82.	オオムラサキツツジ	1.3		1.1	1	
第二球場	83.	サツキツツジ	0.5		0.3	1	(㎡あたり4株として計測)
第二球場	84.	オオムラサキツツジ	1.0		2.2	8	(㎡あたり4株として計測),内サツキ1株
第二球場	85.	サツキツツジ	0.7		0.7	2	(㎡あたり4株として計測)
第二球場	86.	オオムラサキツツジ	1.4		2.1	1	
第二球場	87.	サツキツツジ	0.7		1.8	7	(㎡あたり4株として計測)

表2 第二球場エリアの伐採申請樹木（低木）の一覧表

これまで、事業者が示してきた、既存樹木 1904 本、伐採 743 本という数字は、このように低木を一切含んでおりませんので、実際の伐採本数を、公表し、ホームページを更新すべきです。3m 以下の低木は、外苑をおとずれる人びとが、もっとも身近に触れ合うことができる緑であり、極めて重要です。

また、伐採本数につきましては、これまで「4 割削減」等の誤った情報が提示され、正しい内容が伝わってまいりませんでした。高中木 1904 本のうち、最も重要な保存樹木の本数は、886 本と当初より、ほとんどかわっておりません。伐採と移植は、森の生態系を破壊する意味からは同じものであり、移植は万やむを得ない場合にとられる措置です。事業者におかれましては、保存樹木に焦点をあて、保存すべき方策を真摯に検討されるべきです。

以上、事業者におかれましては、低木を含めた毎木調査表を、環境影響評価審議会に再提出され、伐採本数の正確な公表と説明を行うべきです。伐採本数は、3,000 本を、遥かに超える本数となることは確実です。

②「過去 100 年にわたって形成され、育まれてきた都市の森を完全に破壊することにつながる」との記述について

明治神宮内苑の広大な森 (= 杜) と異なり、外苑の計画エリアにおいて一部の方々から「森」と称される場所は建国記念文庫の敷地のみであり、総面積約 28.4ha の本計画に対して約 5,000 m² (約 1.7%)、3.0m 以上の既存樹木は 149 本です。「ヘリテージ・アラート」において、建国記念文庫の敷地内の「樹齢 100 年以上の樹木 65 本」のうち「11 本のみが保存」「約 80%が伐採」との記載 (※2) がありますが、事業者において樹齢を確定できる記録はございません。

これは、あらためまして、驚くべき記載内容です。まず、神宮外苑は、「公衆の優遊」すなわち、「人びとが憩う森」として、創り出され 100 年にわたって育まれてきました。森は建国記念文庫だけではなく、外苑の森を保全するためには、全体を科学的に分析し、影響を予測し、再生への道筋を提案することが、事業者の最低限の責務です。建国記念文庫の森は、その中でも、最も自然性の高い重要な森です。

日本イコモスは、事業者が提出された「環境影響評価書」において、保全の基本となる「現存植生図」が作成されていないと指摘をし、その問題を詳細に提示してまいりましたが、事業者の皆様も、審議会の先生方も、全く取りあげることなく結審とされました。科学的調査を基本とする環境影響評価が、群落調査手法の初歩的間違いをも受け入れず、データの信頼性がないことに耳を傾ける基本的対応が行われておりません。また、「樹齢を確定できる記録はない」とのことですが、樹齢を一切、考慮せずに、伐採、移植計画を策定していることを、立証されたこととなります。樹木医は、樹種・高さ・目通り等から、概ねの樹齢を推定する能力を、「通常は」持っておられます。担当される樹木医の資質にかかわる問題と思われまます。

私どもは、現地調査、毎木調査表、『神宮外苑志』(昭和 12 年)、戦後の米軍撮影の航空写真などを資料とし、建国記念文庫の樹木の樹齢の推定を行いました。資料として添付いたします。建国記念文庫の森は、伐採・移植により、破壊される瀬戸際にあります。もう一度、建国記念文庫の森は、どのような森であるのか、何故、重要であるかを、順をおって説明いたします。

＜第一段階＞森を科学的に分析する

事業者が提示された『自然環境アセスメント技術マニュアル』には、以下のように記載されています。「粗悪なデータの集積は誤った群落分類を招き、調査対象範囲植生の本質を大きく見誤る可能性をもたらすため、十分注意を要する。」(引用：技術マニュアル、187~189頁)

森は、部分ではありません。外苑全体の森の相観的・構造的内容を把握することが、森を科学的に分析することの基本となります。このため、必須であるものが、「現存植生図」です。

事業者は、審議会においてすら、単なる「緑地現況図」(図2)を「現存植生図」と主張されました。図3が、日本イコモスが調査を行い、外苑全体を対象として作成した「現存植生図」です。

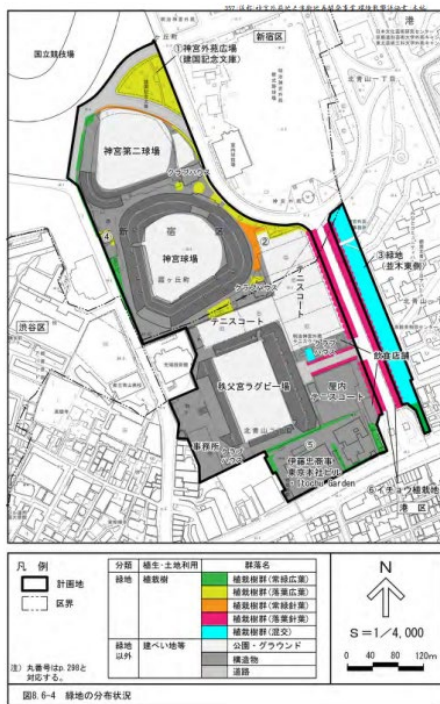


図2 事業者：緑地の分布状況図

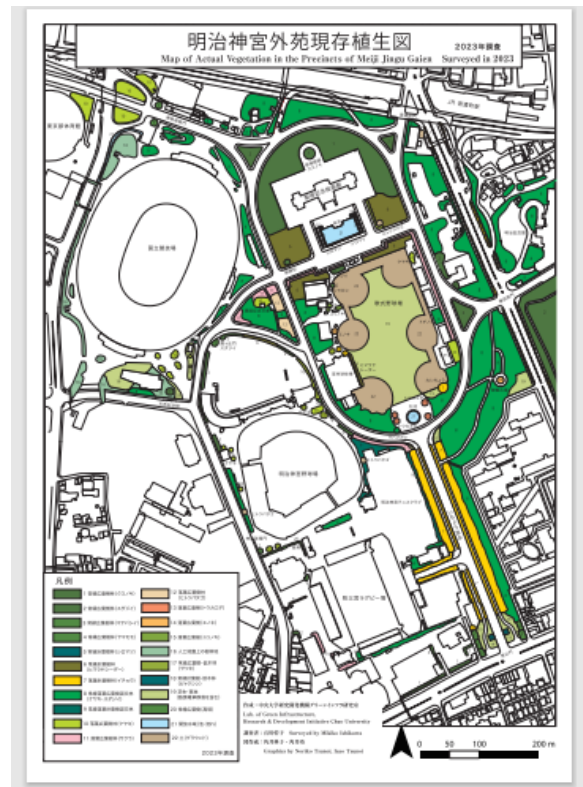


図3 日本イコモス：現存植生図

＜第二段階＞森の群落構造を分析する

それでは、現存植生図は、何故、必要なのでしょうか？ 森がどのような特質を持っているかは、群落調査を行う必要があります。どこに、どのように調査区を設けるかは、まず、相観による現存植生図を作成し、適切なコドラート(調査区)抽出しなければなりません。事業者は、現存植生図を作成せず、

「建国記念文庫の森は、本来は1つの群落であるため1地点ですが保全林と伐採林の両方の特性を把握するという観点から2地点としています」

と、環境影響評価審議会において、思い込み回答しておられます。

建国記念文庫の森は、実際には、1つの群落ではなく、4つの群落から構成されています。このことから、初歩的な誤りがあります。環境影響評価書では、2つのコードラートがとられていますが、すでに、本年1月に指摘してありますように、方形区を取り方が適切ではなく、群落断面図も、調査表と一致いたしません。また、コードラートの場所も、北側の群落と南側を間違えて記載しているという基本的間違いの集積となっています。しかし、現時点では、事業者におかれましては、このような単純ミスさえ、決して認めておられません。

また、建国記念文庫の重要な群落であるナンジャモンジャの森については、存在自体が認識されていないため一片の記載もない状況にあります。この結果、将来の森となる中央広場には、外苑の珠玉の宝である、ナンジャモンジャの森は、全く再生されておられません。現存する群落を正しく把握していないことによる帰結が、このように、大変残念な結果を生み出しています。

以下、群落ごとに説明を簡単に行い、「森が破壊されるにいたっている内容」を具体的に御説明いたします。



図4 事業者の分類 (1つの群落)



図5 日本イコモスの分類 (4つの群落)

<第三段階>森の生態的特質を明らかにする

森の生態的特質を明らかにするために実施するものが植生調査で、通常「ブラウン・ブランケ方法論」という手法で行われます。適切なコードラートを取り、すべての樹木、草本類を被度と群度により分析を行い、群落の生態的特性を明らかにする方法論です。

<計画において保存緑地とされるエリアの森の特性>

以下の表は、計画において保存緑地とされているエリアの植生調査表です。評価書では、「建国記念文庫の森南側」と記載されていますが、現地調査の結果、南側は間違いで、北側の森であることが明らかになりました。この群落は、高木層はケヤキですが、亜高木

層にはスダジイが占めており、落葉広葉樹と常緑広葉樹の階層性のある群落です。群落名は、植栽樹林群(ケヤキ)ではなく、常緑・落葉広葉樹混交林(スダジイ・ケヤキ)の分類が適切です。この群落は内苑においても同様の群落名称となっており、外苑地区における最も自然度の高い群落です。毎木調査表と照合の結果、植生断面図は間違っていました。

群落名が不適切

表 2.4-20(2) 植物群落調査結果(神宮外苑広場(建国記念文庫)南側)

群落名: 植栽樹林群(ケヤキ)	調査日: 2022/6/29	方位:
地形: 平坦	風当: 中	傾斜: 0
土壌: 人工土	日当: 中陰	面積: 15×30m
標高: 38m	土湿: 適	

北側の誤り

階層構造:	優占種	高さ(m)	植被率(%)	
T1 高木層	ケヤキ	14 ~ 20	70%	備考
T2 亜高木層	スダジイ	2 ~ 14	50%	
S 低木層	ヤブツバキ	0.2 ~ 2	10%	
			%	
H 草本層	ケチヂミザサ	0 ~ 0.2	50%	
			%	

コドラートの面積が不適切

階層	D・S	種名	階層	D・S	種名	階層	D・S	種名
T1	3・3	ケヤキ	S	1・1	ヤブツバキ	H	2・2	ケチヂミザサ
T1	2・2	クヌギ	S	1・1	サンゴジュ	H	2・2	ヘクソカズラ
T1	1・1	クスノキ	S	+	ナンテン	H	1・2	ドクダミ
T1	1・1	トウカエデ	S	+	トウネズミモチ	H	1・2	ジャノヒゲ
T1	1・1	シラカシ	S	+	ヒサカキ	H	1・2	クサイチゴ
T1	1・1	シラカシ	S	+	ドウダンツツジ	H	1・1	マスクサ
			S	+	イヌツゲ	H	1・1	オオバコ
			S	+	マサキ	H	1・1	カタバミ
						H	1・1	ガンクビソウ
						H	1・1	ヘビイチゴ
T2	3・3	スダジイ				H	1・1	イヌワラビ
T2	1・1	アカマツ				H	2	シラカシ
T2	1・1	クスノキ				H	+	エノキ
T2	1・1	オオシマザクラ				H	+	キツタ
T2	1・1	タブノキ				H	+	ムクノキ
T2	1・1	ケヤキ				H	+	コスミレ
T2	+	トウネズミモチ				H	+	タチツボスミレ
						H	+	クヌギ
						H	+	ヤブカラシ
						H	+	セイトカアワダチソウ
						H	+	ヒヨドリジョウゴ
						H	+	カキノキ
						H	+	クスノキ
						H	+	キカラスウリ
						H	+	コナスビ
						H	+	ヒメムカシヨモギ
						H	+	ミズヒキ

表3 植物群落調査結果 建国記念文庫 北側 出所：環境影響評価書 資料編

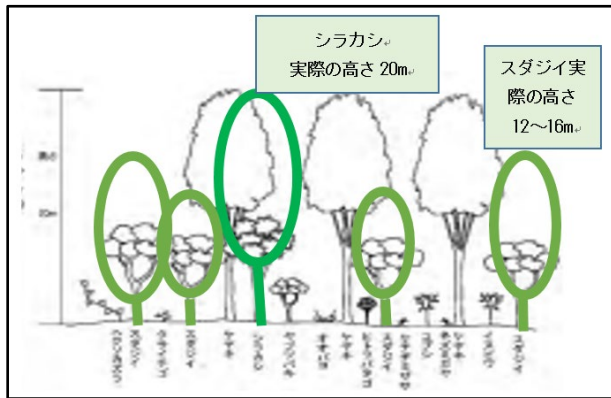


図6 建国記念文庫の森北側の保存緑地断面図



写真1 建国記念文庫の森 北側

(図中の緑色で表示した高さが正確なもの) 常緑落葉広葉樹混交林
 <真っ二つに分断される常緑落葉広葉樹林>

ラグビー場の建設により、この森は、真っ二つに分断されることになります(図7)

- ・スダジイ (毎木調査番号 36, 樹高 15m, 幹周 201cm, 葉張 18m)、写真2
- ・シラカシ (毎木調査番号 35, 樹高 20m, 幹周 175cm, 葉張 18m)、写真3
- ・トウカエデ (毎木調査番号 38, 樹高 20m, 幹周 148cm, 葉張 10m)、写真4

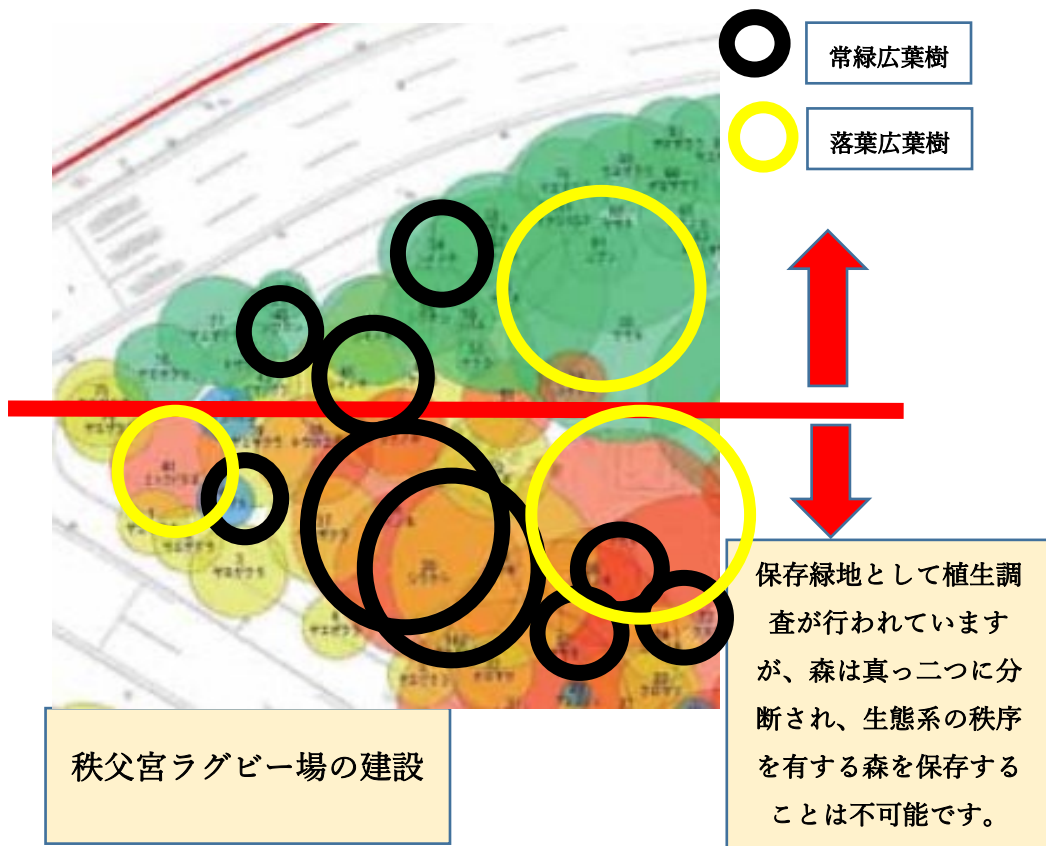


図7 分断、破壊される常緑落葉混交林

大正期より継承されてきた樹林は伐採・移植により、生態系の秩序を有する森は破壊されます。残存する常緑落葉広葉樹林の樹木は、スダジイ（毎木調査番号47）、シラカシ（毎木調査番号52）、ケヤキ（毎木調査番号56）等であり、戦後、植栽されたヤエザクラ3本など、合わせて10本にもみえない樹木であり、永久コードラートを設置し、モニタリングを行っていくという、保存緑地の維持のための基本すら、実現することはできない状況となります。ラグビー場が建設される南側の森も、伐採・移植により、完全に破壊されます。このように、市街地再開発事業対象地で最も豊かな生態系を有する森は、消滅していくことになります。



写真2（左） スダジイ（毎木調査番号36，樹高15m、幹周201cm、葉張18m）

写真3（右） シラカシ（毎木調査番号35，樹高20m、幹周175cm、葉張18m）



写真4（左） トウカエデ（毎木調査番号38，樹高20m、幹周148cm、葉張10m）

写真5（右） 戦後、植栽されたヤエザクラが残存。背後の深い森は伐採される。
森ということは不可能な規模となる。

建国記念文庫の森の、より詳細な内容につきましては、以下の要請書をごらんください。

2023年1月23日 「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業についての環境影響評価書」における調査・予測・評価への非科学的対応と誤った事実認識に伴う生態系の破壊、大量の樹木伐採と不適切な移植計画による持続不可能な森の形成、市民の力により創り出された国際的文化遺産の破壊に対する東京都環境影響評価審議会における再審の要請

<外苑の歴史的樹木、ヒトツバタゴ、通称ナンジャモンジャの森の消滅>

ヒトツバタゴは、外苑を象徴する樹木であり、1860年頃、尾張二宮の山中から、本草学者が自生の木を持ち帰り、青山の六道の辻付近に植えたといわれています。図8は、明治16年の実測図であり、六道の辻が描かれています。初代は、明治36年に国の天然記念物に指定されました。記録には、樹高10.3m、幹回り194cm、葉張り11.3mとあります。

永井荷風は、「日和下駄」（大正3年）の中で、「樹」の随筆の最後に、

「都下の樹木にして以上の外なお有名なるは青山練兵場のナンジャモンジャの木」

と記しています。外苑整備の直前であるとみられます。外苑整備にあたって、ナンジャモンジャは、いちよう並木の絵画館に向かって左側の位置に特段の配慮をもって保存されました。

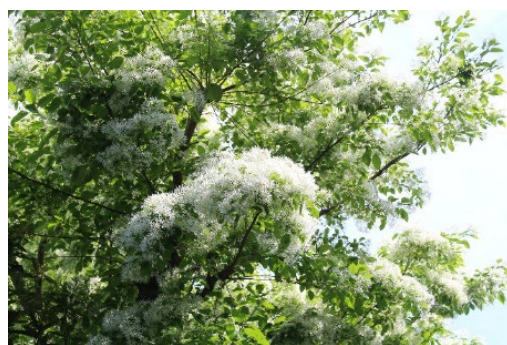


図8 青山 六道の辻（明治16年）

写真6 ナンジャモンジャの花

ナンジャモンジャ1世は、1933年にベッコウダケにより枯死し、2世が、絵画館前、小石川植物園、東大本郷に植栽されました。その後、2世は2014年に樹齢111歳で枯死し、現在のものは3世となっています。現在、絵画館前に植栽されているヒトツバタゴは、三代目ですが、初夏に雪のように華やかな花を咲かせます。

外苑においては、この間、精力的にナンジャモンジャを植栽してこられ、現在総数は、133本と推定されます。この内、建国記念文庫には、34本が植栽されていますが、現地で保存されるのは、16本であり、移植14本、伐採4本と計画されています。

事業者計画では、この重要な樹林がどのように再生されるかは、全く言及されておらず、中央広場の植栽計画図にも、建国記念文庫の現在の規模のナンジャモンジャの森は、計画されていません。パースの中には、独立木としてナンジャモンジャが描かれていますが、環境影響評価書における計画図は、陽光の中でしか開花しないナンジャモンジャが、スタジイなどの常緑広葉樹林の下層に計画されています。生育は不可能の植栽計画となっています。

建国記念文庫の森の中で、特に重要なものが、34本のナンジャモンジャのうち、樹木番号41（保存緑地に隣接）です。樹高8.0、幹回り195cm、葉張り10.0であり、明治期に確認された第一世とほぼ、同様の大きさです。その他の33本は、幹回りは50～70cmであり、戦後、植栽されたものと想定されます。樹木番号41のナンジャモンジャは、絵画館前、小石川植物園、東大本

郷に植栽された二世の一つなのではないかと推察されます。霞ヶ丘門の正面に位置し、特段の配慮で植栽されたのではないかとも思われます。陽当たりのよい位置で背後には常緑落葉広葉樹林の深い森があり、良好な環境の中で、成長してきたものです。ラグビー場建設のために移植という計画ですが、このような歴史を踏まえて、1本1本の有する物語を文化的遺産として、受けとめることが重要であると考えます。

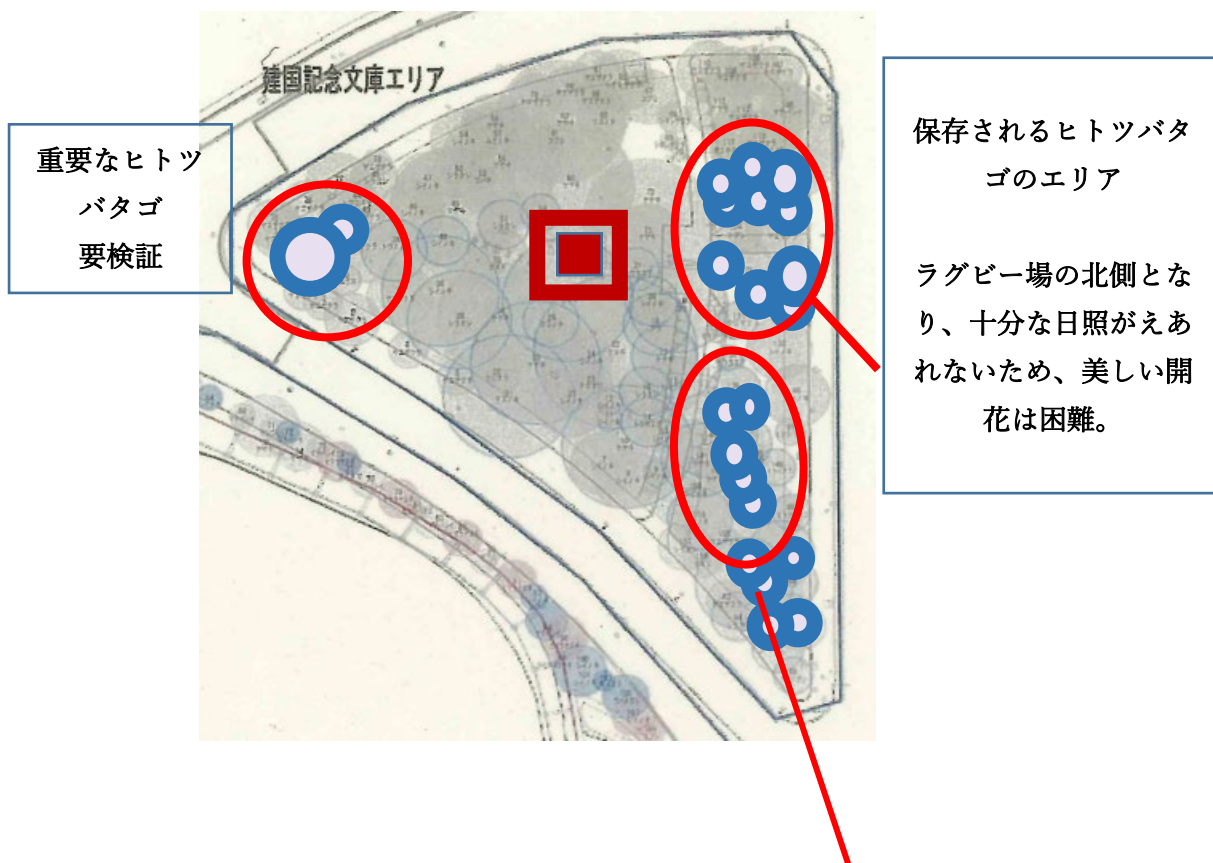


写真7 建国記念文庫のヒトツバタゴの森

秩父宮ラグビー場の建設により、破壊されるヒトツバタゴ樹林地。外苑で最大のヒトツバタゴ生育地が消滅する。回復、ミティゲーション等は、評価書に記載されていない。

図9 建国記念文庫におけるヒトツバタゴ（ナンジャモンジャ）の分布

<霞ヶ丘門の保全とスタジイ・マテバシイの保存>

日本イコモスは、2023年3月3日、「秩父宮ラグビー場の移転により破壊される『神宮外苑霞ヶ丘門』の保全に関する要請書」を提出いたしました。現時点で、全く回答はありません。スタジイ、マテバシイは伐採計画のままで、本件に関しましては、至急、お返事が必要と存じます。社会的責任です。

以下、内容の一部を掲載いたします。詳細は、イコモスサイトをごらんください。

・神宮外苑における門

図10は、神宮外苑の（大正15年当時）の平面図であり、主要な門の位置を示したものです。外苑の正門は、青山口で、「間口46間、奥行30間の広場を設け、両側幅4.5間乃至5間、長さ30間、高さ7尺の石塁を築き、その上に芝を植えマテバシイを植栽し、内方歩車道の間ニカ所相対して、幅4.5間、奥行5間、高さ7尺の石塁ある檀を設け、上に樹木を植う」と記されています（出所：明治神宮奉賛会、『明治神宮外苑志』昭和12年）。

使用した石材は、江戸城外濠の古石材を宮内省より、譲り受け、ほとんど原形のまま積み上げたこと記載されています。また、設計に際しては、意見が百出、「結局、雄大にして古城址の趣を帯ぶる原案に決定したるなり」と、その意匠に特段の配慮が行われたことがわかります。

内外苑連絡道路口も、青山口と同様、外濠の古石材を、ほとんど原形のまま、使用したと記載されています。国立競技場建設の際には、この入り口を守ることが、建設の条件として提示され、手厚い保護が行われ、今日に至っています。

権田原、霞ヶ丘、信濃町の入り口は、「幅13間、両側に方6尺、高さ9尺の門柱を設け、鉄筋コンクリート造りとし、柵下石及び小松石を張付け、外側は、門柱と同様なる石材を使用し、これに袖垣を附したり」と記載されています。

権田原、信濃町の門柱は、現存しています。しかし、霞ヶ丘に関しては、国立競技場建設の際に、1基は、おそらく取り壊されたものとおもわれ、残っているのは、第二球場側の1基のみとなっています。

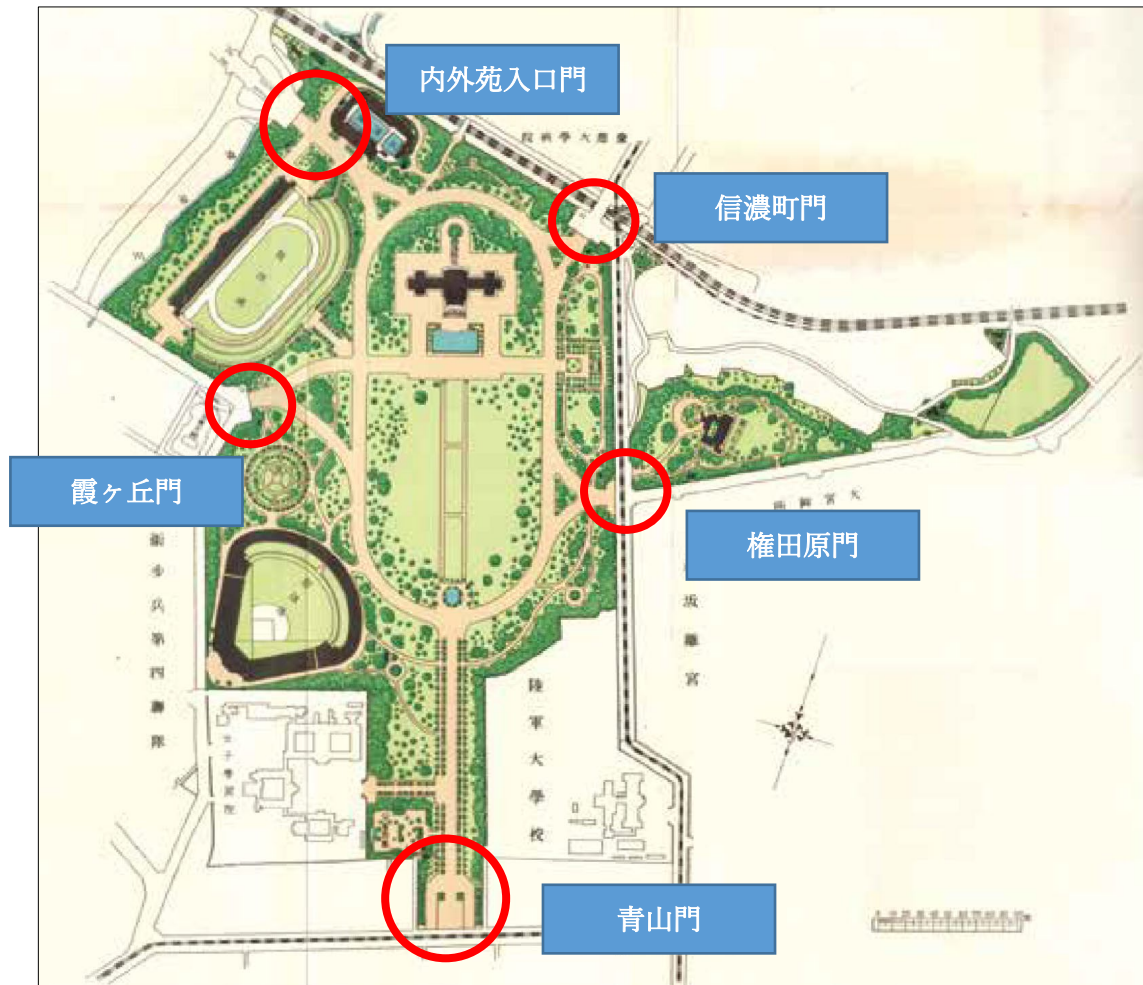


図10 神宮外苑における門



写真8 青山口門



写真9 内外苑連絡道路門



写真10 信濃町門



写真11 信濃町門

・秩父宮ラグビー場の建設に伴う風致地区内の樹木の伐採

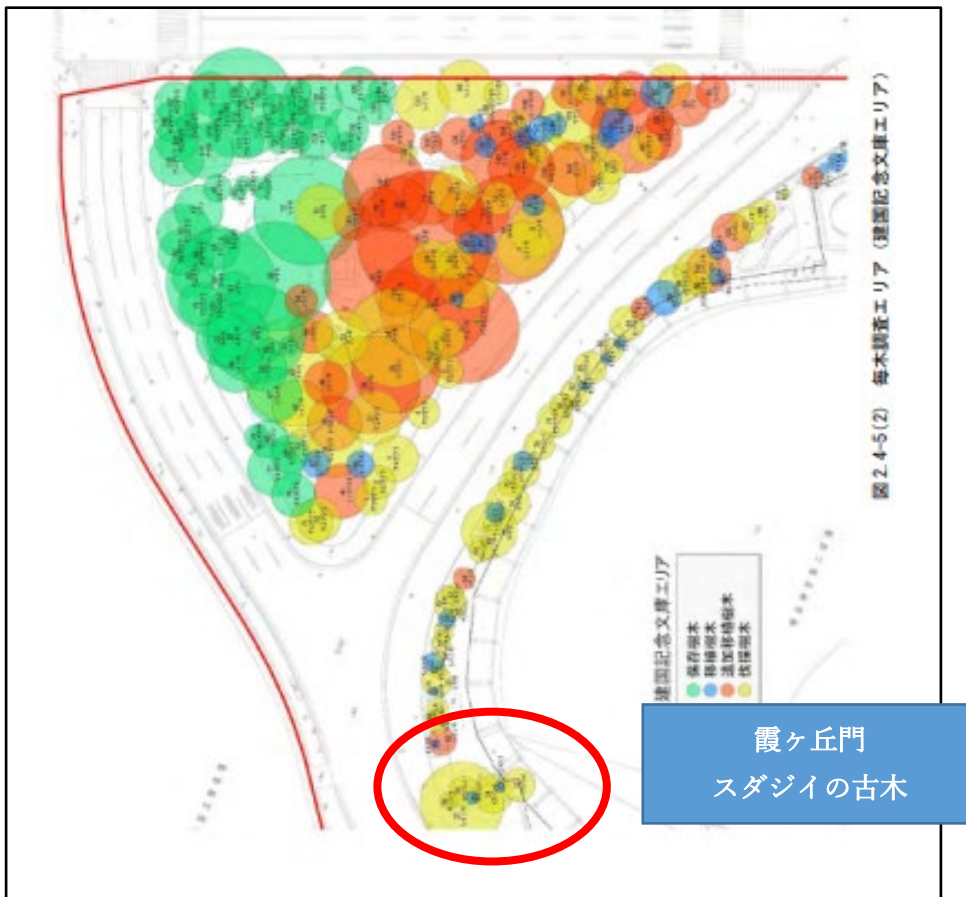


図 1 1 第二球場（一部）と建屋記念文庫の森の伐採・移植計画図

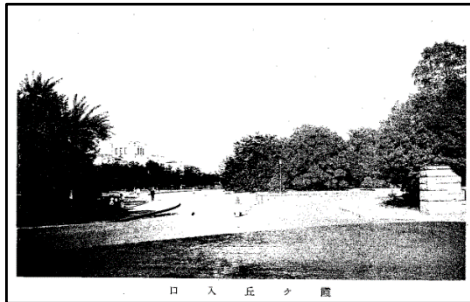


写真12 震ヶ丘門（昭和12年頃）



写真13 伐採されるスダジイ、マテバシイ、
撤去される震ヶ丘門



写真14 震ヶ丘門



写真15 震ヶ丘門、スダジイ、マテバシイ、

また、建国記念文庫の既存樹木149本のうち、58本を保存、50本を移植する計画であり、合計108本（約70%以上）を保存・移植いたします。まず、建国記念文庫の敷地の北側は保全エリアとして現状のまま残します。建国記念文庫とそれ以外の敷地から、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りへ約112本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することで、建国記念文庫の樹林及び生態系を復元する計画です。「森を完全に破壊する」という記述は事実からかけ離れており、多くの方の誤解を生みかねないものと考えております。

事業者の回答は、本数のみの記載であり、ここに記したように、生態的構造、歴史的、文化的意味をふまえた森についての考察と保全・再生の考え方が欠落しています。

都市の森は、文化です。

なお、建国記念文庫の敷地については、2023年2月から建国記念文庫内の樹木の移植のための根回し作業開始にあたり、通行される方の安全確保を第一として、関係者以外の立ち入りを防ぐ、騒音等周辺への影響を減らす、粉塵や資材などが工事現場の外に出ることを防ぐといったことを目的に仮囲いを設置しており、「ヘリテージ・アラート」内で記載されている「建国記念文庫の森を隠す」意図は一切ございません。

「建国記念文庫の森を隠す」意図は一切ないとのことですので、建国記念文庫の森は、コンクリートの構造物では、ありませんから、粉じんや騒音など、通常を取り壊し工事とは異なります。鋼板で閉鎖空間とすることは、通風をさまたげ、熱環境の問題が生じ、樹木の保全には、適切ではありません。

樹木を大切にすることを、繰り返し、述べておられますので、即刻、鋼板を撤去し、安全柵とし、森の樹木を大切にする措置を講じてください。

(2)4列のいちよう並木に関する記述

「神宮球場の建設は、敷地の南東に沿ったイチョウ並木の健全性に決定的な影響を与える」
「事業者と東京都が表明した“イチョウ並木の永久保存”という公約に反する」

(日本イコモス国内委員会「ヘリテージ・アラート 東京・神宮外苑の都市林に差し迫った脅威。再開発により3.4ヘクタールの公園と約3,000本の文化的資産としての樹木が失われる」より引用)

4列のいちよう並木については、全てを保全する計画です。野球場棟については、現時点ではいちよう並木の縁石から8.0m位置で建設する計画としておりますが、今後も実施する根系調査の結果や樹木医の見解を踏まえ、野球場棟のセットバックなど、いちよう並木を確実に保全するために必要な施設計画の見直しに取り組んでまいります。

なお、野球場棟の着工前ではございますが、2019年11月から、明治神宮の日常管理の中で、4列のいちよう並木の一部について他に比べて落葉時期が早い樹木があることを確認しております。そのため、樹木医等とも相談のうえ一部のいちようを対象に回復措置（土壌改良・施肥）や灌水を実施しております。

当該樹木については、昨年や今年も春先から新芽が出て葉が生育している状況を確認しておりますが、今年の5月末より樹木医・専門家等によりいちようの活力度調査を開始し、一部のいちようで6・7月頃より葉の色づきが早いものがあることを確認しています。

今年も春、夏、秋と活力度調査を行い、結果については環境影響評価審議会でも報告をする予定です。

4列のいちよう並木を保全するため、樹木医の意見を伺いながら、いちようの状況によって野球場棟の着工前においても樹勢の回復措置等を実施しております。

いちよう並木につきましては、日本イコモスは、2022年11月に146本の毎木調査を実施し、衰退しているいちようがあることから、この間、一貫して、協議の場をもつこと、環境影響評価書には誤りがあることを、お願いしてまいりました。

2023年4月以降のイチョウの状況にかんしましては、

「一部のいちようで、6、7月頃より葉の色づきがはやいものがある」

と記載しておられますが、色づきではなく、枯れ葉となっています。

まことに残念な認識です。

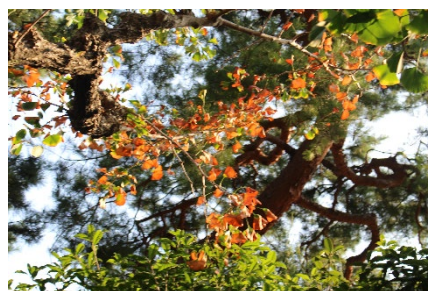
また、NGO の日本イコモスでさえ、146 本の調査を行い、問題点をあきらかにいたしました、事業者の報告が一向にないのは何故なのでしょう？

環境影響評価審議会では、重要ないちよう並木に関する「虚偽」の報告が黙殺され、施行認可がおろされました。

日本イコモスは、再度、審議会への出席と説明を行うことを要請いたします。

いちよう並木につきましては、この夏の酷暑の中で、灌水を行い手当をうけておりましたイチョウは、2本にすぎません。最も衰退が著しいレストラン前のイチョウ（写真16）につきましては、なんらの手当も行われず、衰退がすすんでおります。

いちよう並木を心配される樹木匠の皆様は、多数おられますので、日本イコモスは、別途会見の場を設け、いちよう並木に関して、説明の機会をもちたいと考えております。



写真（左） 16 最も衰退が著しいイチョウ（レストラン前 2023年7月27日）

写真（右） 17, 18 衰退が著しいイチョウ（撮影 2023年7月27日）

(3)オープンスペースに関する記述

「オープンスペースの直接的な損失」

(日本イコモス国内委員会「ヘリテージ・アラート 東京・神宮外苑の都市林に差し迫った脅威。再開発により3.4ヘクタールの公園と約3,000本の文化的資産としての樹木が失われる」より引用)

広場空間の不足や広域避難場所としての機能の維持・向上の必要性は現況課題として認識しており、本計画によりオープンスペースは大きく拡充されます。緑地などを含むオープンスペースは、今の約21%の面積から、整備後には約44%と約2倍に広がり(※4)、自由に往来できる場所も増加します(※5)。現在、予約制で利用者が限定される軟式野球場がある場所には、予約なく誰もが利用できる「絵画館前広場」(※6)を整備し、創建時の姿を新たな形で再現します。また、野球場棟とラグビー場棟の間には約1.5haの「中央広場」を整備し、広域避難場所として防災性の向上にも寄与します。工事中の期間につきましても、避難場所として必要な面積は確保いたします。

事業者のオープンスペースの現在の面積には、外苑の重要なオープンスペースである軟式野球場がふくまれていません。常時利用できないとありますが、管理上のフェンスが設置されているため、「**創建の志**」を遵守すれば、このフェンスは、**撤去すべきです**。

軟式野球場は、戦後の米軍接收時の利用をひきづっているもので、フェンスを設けなくとも、この芝生広場を活用する工夫を、地域の皆さん、野球利用者とはなしあって、考えるべきです。

軟式野球場の周辺の緑地は、創建時以来の樹木の宝庫となっています(写真19~21)。

散策路には、最も適しており、会員制テニスクラブの建設により、この豊かなみどりの散策路が利用できなくなることは、公平な未来像ではありません。



写真19 大イチョウ、写真20、21 軟式野球場周辺の緑の散策路

2022年 7月7日 撮影(明治神宮外苑事務所より許可を受け、撮影を行いました)

また、会員制テニスクラブの設置により、芝生広場の面積は、3分の1となり、自然風景式庭園のコアの部分が破壊されます。事業者におかれましては、外苑は、スポーツ施設として創り出されたのではなく、「庭園」として創り出されたことを学び、近代風景式庭園の心臓部を破壊する行為は、慎んでいただきたく、お願い申し上げます。事業者の現況のオープンスペースは、21%とありますが、軟式野球場が含まれておりません。また、将来に関しては、中央広場の建築群も、オープンスペースに含まれています。人がのぼることのできない緑化された屋根は、オープンスペースとカウントすることはできません。したがって、44%より下回ると考えられ、未来の外苑が、ゆとりある空間になることは、想定できない内容です。

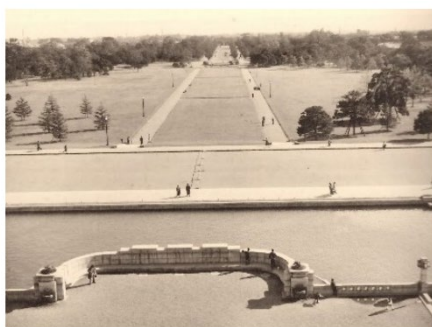


写真-1 創建当時の神宮外苑、芝生広場（絵図館より青山口方面をのぞむ）
出所：『明治神宮外苑志』（昭和12年）

図12 創建時の芝生広場



図13(左) オープンスペースの比較 (事業者)

図14(右) オープンスペースの現在の割合 約41%

日本イコモス作成

(4)環境アセスメントに関する記述

「多くの誤りや非科学的な方法論があると指摘されている環境アセスメント」

(日本イコモス国内委員会「ヘリテージ・アラート 東京・神宮外苑の都市林に差し迫った脅威。再開発により3.4ヘクタールの公園と約3,000本の文化的資産としての樹木が失われる」より引用)

本計画につきましては、適切な手続きを経て、東京都より令和5年2月に「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業」として施行認可の公告を受け、同年3月より明治神宮第二球場の解体工事に着手しております。

東京都の事業段階環境影響評価の手続きについても、条例等に従った適切な手続きを経て、同年1月に完了しておりますが、日本イコモス国内委員会から令和5年2月20日付『(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業』評価書に関して日本イコモスが指摘した「虚偽の報告」に係わる事業者の誠意ある対応と内容に関する回答の要請が発出されたことを受け、環境影響評価審議会総会(以下「審議会総会」)において事業者の回答提出を求められたことから、同年4月及び5月の審議会総会において回答し、日本イコモス国内委員会からの全58項目の指摘について、誤りおよび虚偽はなく、環境影響評価書に記載の評価・予測に変更が生じないことは審議会総会にて確認されております。

本件に関しましては、事業者が環境影響評価審議会で説明された内容は、誤りと虚偽が数多くあったため、2023年5月16日に緊急要請を行い、以下の文書を提出し、審議会での説明を要請しております。

2023年5月16日 報告：環境影響評価書(生物・生態系の現況調査における科学的調査手法)に関する事業者回答の検証：その1

この件に関する御回答は、まだ頂戴しておりませんので、速やかな御回答を審議会の場で行ってください。審議会への日本イコモスの出席は、IAIA日本支部からの要請、専門家の皆様からの要請もふまえて、再度要請いたします。

(5)再開発手続きや情報発信に関する記述

「市民や利害関係者と協議することなく」

「法的手続きが、国民にほとんど、あるいは全く情報が提供されないまま実施された」

「民主主義の原則が尊重され、神宮外苑の将来に関する情報が広く一般に周知されることを要望する」

(日本イコモス国内委員会「ヘリテージ・アラート 東京・神宮外苑の都市林に差し迫った脅威。再開発により3.4ヘクタールの公園と約3,000本の文化的資産としての樹木が失われる」より引用)

本計画につきましては、法的な手続きに則って適切に進めてきており、法令等に基づく説明会も2019年から2021年にかけて計6回実施の上、2023年7月にはさらに追加で任意の説明会を3回実施しております。また、説明会に加えてプロジェクトサイトでの情報発信、質問受付への回答などを行っており、近隣にお住まいの方に限らず、どなたでも情報を入手した上でご質問をいただける、双方向のやり取りが可能な体制を構築しております。

事業者があたかも全く情報の提供をしておらず、市民や利害関係者の声を無視しているかのようなイコモスの記述は大変遺憾ではございますが、より多くの方にプロジェクトに関する正しい情報が伝わり、理解と共感をいただける一助となるよう、引き続きプロジェクトサイト等を通じた情報発信の強化を進めてまいります。

本件に関しましては、住民説明会が、地元からの度重なる要請でようやく行われましたが、380m以内の住民という、根拠のないエリアの設定であり、十分な対応とはなっていないことを申

し述べさせていただきます。

また、市民の中には、国際 NGO、日本イコモスも含まれます。

この間、事業者の皆様が、

- ・港区からのいちょう並木に関する日本イコモスへの説明の場の要請（2023 年 1 月）
- ・東京都環境局からの、事業者と日本イコモスの話し合いの場の御提案

（環境局も同席するとの御提案、2023 年 1 月～2 月上旬）

などの要請や御提案を、ことごとく無視され、約束を無断でキャンセルされ、説明を受けられることもなく、今日に至ります。

国際 NGO、日本イコモスといたしましては、この事実を重くうけとめ、約束がことごとくキャンセルされた 2023 年 2 月の経緯を、とりまとめ、名前が特定できない記録として、事業者の皆様、および環境局にお送りし、間違いがある場合は、修正していただきたい旨、お伝えしてあります。

情報の発信や話し合いを、遂行しておらるとの御見解ですので、この文書を公開されることを希望いたします。日本イコモスは、責任をもって作成しておりますので、間違いがある場合は、御連絡をいただき、修正をし、その上で、共同で発信するということがいかがでしょうか。

(6)高層ビルに関する記述

「世界的に有名な公園に高層ビルを建設する」

「再開発促進区の導入により、風致地区の高さ制限 15m から緩和され、190m、185m、80m の 3 つの高層ビルの建設が可能となった」

（日本イコモス国内委員会「ヘリテージ・アラート 東京・神宮外苑の都市林に差し迫った脅威。再開発により 3.4 ヘクタールの公園と約 3,000 本の文化的資産としての樹木が失われる」より引用）

まず、神宮外苑のまちづくりは、民間事業者が所有する土地において、多くの方が利用できる広場などを整備するものであり、国や自治体等が管理する公園を整備するものではありません。

本計画においては、事務所棟・複合棟 A・複合棟 B の建設を予定しておりますが、全て都市計画公園区域の外です。なお、事務所棟は従来より都市計画公園の範囲外であり、風致地区にも該当いたしません。建設予定

のエリアは幹線道路沿いで、現在の利用形態はオフィスやラグビー場の駐車場などが主であり、森や樹林地ではない場所です。

また、スポーツ施設の再配置により、やむを得ず樹木の伐採が生じることは事実ですが、伐採対象となる樹木は敷地境界の列植樹木等を多く含んでおり、森や樹林地を形成するものではなく、高層ビルの建設が「森を破壊する」という計画ではございません。

市街地再開発事業対象地には、独立行政法人 JSC の所管する秩父の宮ラグビー場があり、国の財産であり、会計検査院の検査対象です。「民間事業者が所有する土地」のみではありません。このような基本的内容の間違った発信は、即刻、謝罪の文書を公式サイトで発信すべきです。複合棟 A,B は、都市計画公園を削除して建設が可能となったものです。

都市計画公園を削除し、高層ビルを建設する都市計画、すなわち「公園まちづくり制度」は、

前代未聞の異常な都市計画であるため、日本イコモスは、2021年12月28日に提出した「意見書」の中で、この問題を指摘し、この間、重ねて回答を東京都に求めてまいりましたが、現時点では、全く御回答はございません。

事業者の御見解は、土地所有の内容など、市街地再開発事業のルールを全く認識しておられず、大きな誤りを発信しておられますので、即刻、間違いを正す表明を出すべきです。超高層ビル(A,B)の建設は、風致地区基準が大幅に緩和され、再開発促進区が導入され可能となったものであり、事務所棟は、公園内の余剰容積率を移転して成立しているものです。

本開発事業が、世界的に有名な都心の公園を破壊し、超高層ビルを建設していることは、都市計画手続き上、明確であり、事業者のかたは、即刻、正しい情報を世界に発信してください。

なお、「日本イコモス案が、伐採を2本としているなど、実現性は限りなく低い」とされておりますが、それならば、公開の説明会を開催することを提案いたします。私どもは、「現存植生図」を作成し、緻密なスタディを行い、御提案を申し上げますので、速やかに応じる所存です。

また、外苑の問題は、内苑の森の維持のために、老朽化した神宮球場の刷新が不可欠であるという論旨が度々、繰り返されます。これは、しっかりとした議論が必要です。

明治神宮は、森の維持を前提として、内苑を無償で受け取られました。いま、その維持が困難とされるのであれば、様々の方法を活用して、内苑の森の維持管理を軽減することを、まず、先行して考える必要があります。

内苑の森は、皆様が考えておられるように、すべての森が、はいることができない森ではありません。御本殿を取り囲む森は聖域ですが、井伊家の池泉回遊式庭園は、人びとが楽しむための庭園です。管理費用が負担である場合は、この庭園は東京都に寄附をされ、小石川後樂園や浜離宮庭園のように特別名勝とすれば、明治神宮のご負担は、軽減されます。

また、宝物殿のある芝生広場は、自然風景式庭園であり、人が楽しむ庭園で、新宿御苑の芝生広場と同じ意匠です。この空間も、借地、もしくは寄附をし、新宿御苑等のように公的管理に委ねれば、明治神宮は負担を軽減することができ、おそらく現在以上の管理で森を維持することが可能となります。御本殿を囲む森は、特別緑地保全地区に指定をおこなえば、管理費の補助はかろうとなります。

同様に、外苑も、イチョウ並木は、2列はすでに東京都の所管ですので、一体的に名勝として、東京都に委ねることも可能です。明治神宮におかれましては、収益施設のみを確保し、公共の利用に供しているエリア(芝生広場、御観兵衛の森)を、都市公園などに移譲されれば、ひとり、重荷を背負うことなく、かけがえのない「社会の富」である外苑を、未来につないでいくことができると思います。

世界を視野に入れた、開かれた論議の場をもつことが、重要であると存じます。

以上